

質 問 回 答 書

件名		甲佐町総合保健福祉センター施設の一部における指定管理者募集														
		質 問	回 答													
1	募集要項の 2 P に基準価格についての記載があるが、令和 9 年度の上限額は 14,620,000 円と記載があるが、令和 10 年度 令和 11 年度に関しては、上限額 15,754,500 円/1 年の 2 か年という考え方でよろしいか、ご教示頂きたい。	価格については、過去 3 ヶ年間の最低賃金上昇率を勘案して試算しているため、令和 10 年度と令和 11 年度が同額とは見込んでいません。要項に示している額を超過しない金額で提案していただければ令和 10 年度と 11 年度の額は自由に設定していただいて構いません。														
2	募集要項の 3 P に記載がある、定期的な自己評価を行うためモニタリングについて回数の指示がありませんが、CS 調査を 2 回以上実施する計画ですが、考え方に齟齬はないでしょうか。	考え方について齟齬はありません。仕様書において「利用者アンケートを年 1 回以上実施」と規定しているため、年 2 回以上の実施は要件を満たしています。														
3	募集要項 5 P に記載のある、提出書類 ケ 納税証明書（国・県・市町村全て）とは、未納のないことの証明書の提出という理解で間違いないかご教示願います。	お見込みのとおりです。														
4	募集要項 9 P【添付資料】リスク分担表の物価変動リスクに、急激な物価高騰に関する記載がありますが、現時点で町の考える物価高騰率ほどの程度の上昇率（日銀物価指数）が急激な高騰にあたるとお考えかお示しいただけないでしょうか。	町が見込む人件費の上昇率の 2 割以上の増減があった場合、協議の対象とすることとしています。														
5	管理業務仕様書の 2 P-7（1）各施設の管理運営区分において、町の運営区分となっている、調理実習室等において企画事業（例：健康料理教室）を開催する場合の利用の可否、使用料金の有無についてご教示ください。	現在は町の管理となっているため、町に申請していただき、基本的には規定の使用料金が発生することになります。なお、土日祝日及び時間外の使用については、別途協議が必要となります。														
6	管理業務仕様書 2P-6 達成目標（KPI）について 令和 6 年度・令和 5 年度の 延べ利用者数・実人数・新規利用者数の指標につきましてもご教示ください。	<table><tr><td>指標</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td></tr><tr><td>延べ利用者</td><td>5,278 人</td><td>7,614 人</td></tr><tr><td>実人数</td><td>834 人</td><td>1,455 人</td></tr><tr><td>新規利用者</td><td>93 人</td><td>209 人</td></tr></table> ※実人数は、各月の累計			指標	令和 5 年度	令和 6 年度	延べ利用者	5,278 人	7,614 人	実人数	834 人	1,455 人	新規利用者	93 人	209 人
指標	令和 5 年度	令和 6 年度														
延べ利用者	5,278 人	7,614 人														
実人数	834 人	1,455 人														
新規利用者	93 人	209 人														

7	管理業務仕様書 2P-7 (1) 管理運営全般に関する遵守事項 各施設の管理区分の多目的ホール・休憩室の過去3年間の利用状況（稼働率等）をご教示ください。	【令和7年度】 ・多目的ホール及び休憩室 貸出：12件（内、全額免除：4件、免除無：8件） 【令和6年度】 ・多目的ホール及び休憩室 貸出：8件（内、全額免除：3件、一部免除：3件、免除無：3件） 【令和5年度】 ・多目的ホール及び休憩室 貸出：10件（内、全額免除：3件、一部免除：2件、免除無：5件）
8	管理業務仕様書の3P-7 (3) 使用時間及び休館日において、平日と土曜日の使用時間が午後8時までと午後9時までの2パターンあるようですが、利用者サービス向上の観点から統一して午後9時までとする提案は可能でしょうか。また、日曜日及び祝日の午後5時までの時間も再考した時間で提案することは可能でしょうか。（条例の定める範囲内）	条例の定める範囲内であれば、指定している時間を下回ることにはできませんが、超過することは可能です。ただし、基準価格の変更は認めません。
9	管理業務仕様書の4P-7 (5) 利用許可に関することに関して、利用許可申請書等の様式書類は、町からご支給頂けるのでしょうか。指定管理者で作成・使用するのであれば、データのご提供は可能でしょうか。また、作成する種類をご教示ください。	町が作成している「使用許可申請書」「使用許可書」「使用料金減免申請書」のデータを公開しています。適宜修正のうえ使用していただくこととなりますが、事前に町の承認が必要です。なお、運用上、様式の変更・改善を希望する場合も、町と協議のうえ変更することができます。
10	管理業務仕様書の5P-7 (9) ーイにフィットネスセンターの利用料金について、1回単価300円（町内）450円（それ以外）の表記がありますが、利便性向上の観点から年間パスポートの発行等は可能かご教示ください。	現在、条例に年間利用料の規定がないため導入には条例改正が必要です。利便性向上策としての提案は可能です。指定管理事業者と契約を締結後、指定期間内での実現に向けて協議していくことになります。
11	管理業務仕様書 P5-7 (9) 利用料金の徴収 - エ 直近3カ年の施設減免利用の実績についてご教示ください。	質問7に回答のとおり。 なお、減免対象は、甲佐町総合福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例第10条に記載のとおりです。

12	管理業務仕様書の3P-7(2)にフィットネスセンターの機器等の記載がありますが、利用者の健康増進を目的とした新たな機器を指定管理者の費用で導入・設置することは可能でしょうか。	可能です。ただし、導入、設置及び修理については、指定管理者の責任においてお願いします。また、設置の際は町との協議が必要となります。
13	管理業務仕様書 P13-10 (1) -オ (ア) 備品管理業務において多世代・多機能型スペースに備え付けの備品の修繕については、1件につき3万円未満まで指定管理者の責任で実施することになっていますが、1年間の修繕費の上限額をご教示ください。	上限に定めはありませんが、これまでの実績は、 R7年度 86千円 R6年度 86千円 R5年度 72千円 R4年度 0円 です。
14	管理業務仕様書 P14-10 (1) カ - (エ) 多世代・多機能スペースの維持管理運営に関する業務において 休憩室及び多目的ホールの貸出について。 貸出に係る要綱・内規等（予約開始日など貸館に関するルール等）をご教示ください。	貸出に係るルール等は、「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例」及び同施行規則に基づき維持管理運営を行っていただくこととなります。個別具体的な運用が必要な場合は、選定後に協議を行うこととなります。
15	甲佐町総合保健福祉センターシャワー室利用実施要綱では、当該施設を利用できる者は、天災、災害又は緊急的な支援が必要な者を除いては、町内に居住（住民登録を有する者）し、住宅に入浴施設がない者のみが、シャワー室を利用できると規定されています。現在のシャワー室利用者登録数について、ご教示ください。 また、総合保健福祉センター内のフィットネスセンター等を利用されている方は、シャワー室を利用できないという認識でよろしいか、ご教授ください。 なお、管理業務仕様書 P3-7 (3) 使用時間及び休館日にシャワー室は、12月29日から翌1月3日までの間に2日間4時間ずつ開業することになっていますが、当日の人員配置については、2名以上の職員を配置することになるか、併せてご教示ください	シャワーは、フィットネスセンター内に男女それぞれ2台とシャワー室（個室）2室を有しており、利用実施要綱は、シャワー室（個室）に適用されます。シャワー室（個室）の利用登録者数は、現在5名です。 お見込みのとおり、フィットネスセンター利用者であっても、シャワー室（個室）の利用はできません。なお、フィットネスセンター内のシャワー（男女各2台）については、チケット購入利用時間以内であれば、フィットネス利用者についての利用は可能です。 年末年始の人員配置についての人数の指定はいたしません。利用者の安全確保等ができる体制は必要と考えます。

16	管理業務仕様書 15P-11 (3) 健康ポイント事業運営業務において、現在行っている事業の内容、(事業内容全般・町や商工会との関わり方や規模感等) ご教示ください。	現在は、施設利用等でポイントを付与し、50 ポイントで 1,000 円の買い物券として協力店で利用できる仕組みです。町商工会には事業の説明をし、周知等でご協力いただいています。規模は、現在、協力店が 21 店舗、年間のポイント利用実績は約 137 件(過去 3 年間平均)です。本公募では、これら現状の仕組みをベースとしつつ、システム化や対象拡大など、より効果的な独自の企画提案を求めます。
----	--	--